

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年11月9日提出
【計算期間】	第10期（自 2023年2月11日 至 2023年8月10日）
【ファンド名】	マルチアセット・ストラテジーファンド
【発行者名】	株式会社G C I アセット・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO兼社長 山内 英貴
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【事務連絡者氏名】	狐塚 仁
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【電話番号】	03－6665－6950
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類および属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類表および属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類および属性区分を示します。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産（ ）
追加型	内外	資産複合

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外…目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・資産複合…目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	
一般	年2回	(日本を含む)		
大型株	年4回	日本		あり
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	
公債	(毎月)	オセアニア		なし
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	()	中近東		
属性()		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(資産複合(株式、債券およびデリバティブ)資産配分変更型))				
資産複合()				
資産配分固定型				

資産配分変更型				
---------	--	--	--	--

（注）属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券およびデリバティブ）資産配分変更型））
…目論見書または投資信託約款において、組み入れている資産を記載します。
- ・年2回…目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル（日本を含む）…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド…目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジあり…目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類および属性区分以外の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③信託金限度額

信託金の限度額は、1兆円です。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

ファンドの目的

中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 マザーファンド※への投資を通じて、先進国株式、先進国の国債を中心にグローバルな分散投資を行います。

- ・現物投資に加えて先物取引を行い、投資環境に応じて現金等を含む各資産の実質的な配分比率を機動的に変更します。
- ・株式への投資にあたっては、日本、米国、ドイツの株式市場を代表する株価指数への連動を目指す上場投資信託証券および指数先物に投資します。
- ・国債への投資にあたっては、日本、米国、ドイツ、フランスの国債および債券先物に投資します。

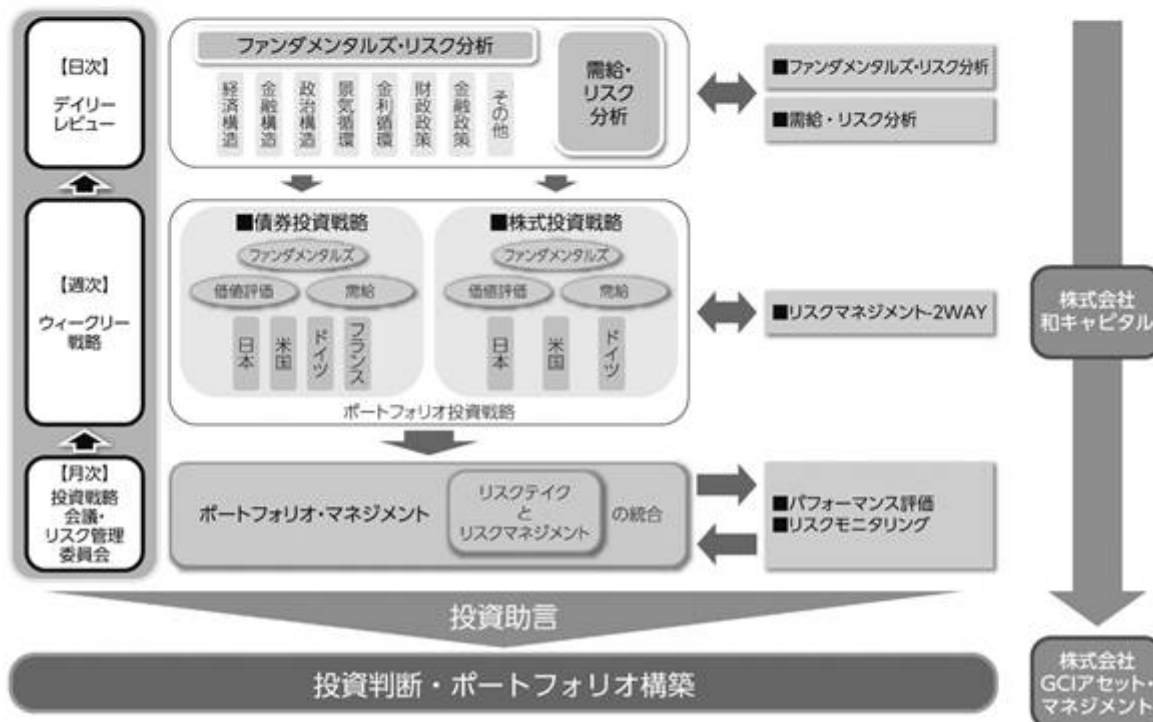
※GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)

2 マザーファンドの運用については、株式会社和キャピタル^{なごみ}の投資助言を受けます。

投資助言会社:株式会社和キャピタル

和キャピタルは地域金融機関を初めとする機関投資家(特定投資家)に対して、流動性を確保しながら機動的運用を行うことで、安定的かつ持続的な収益を確保することを目指す投資助言サービスを提供しています。

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、2023年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

3

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

4

原則、毎年2月および8月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づき、分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ・ 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ・ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<主な投資制限>

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- ② 個別株式への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

資金動向や市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

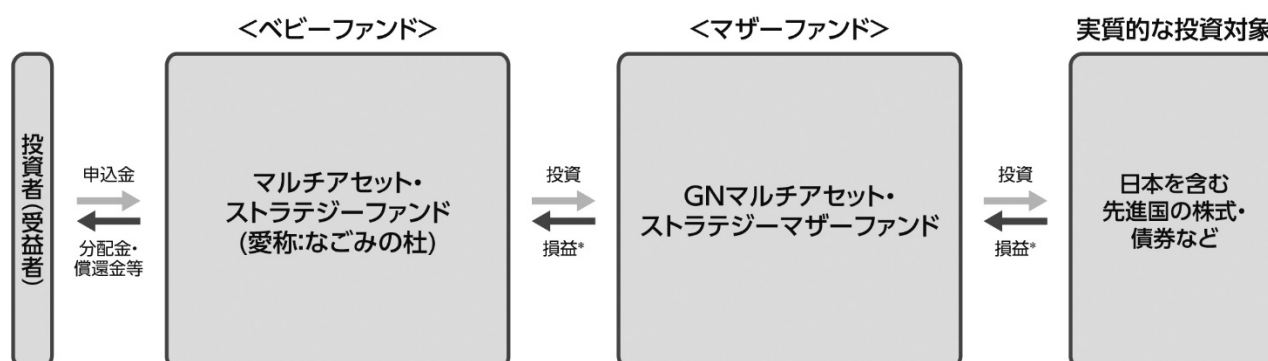
(2) 【ファンドの沿革】

2018年6月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2022年11月11日 信託期間を2023年2月27日までから2028年2月10日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

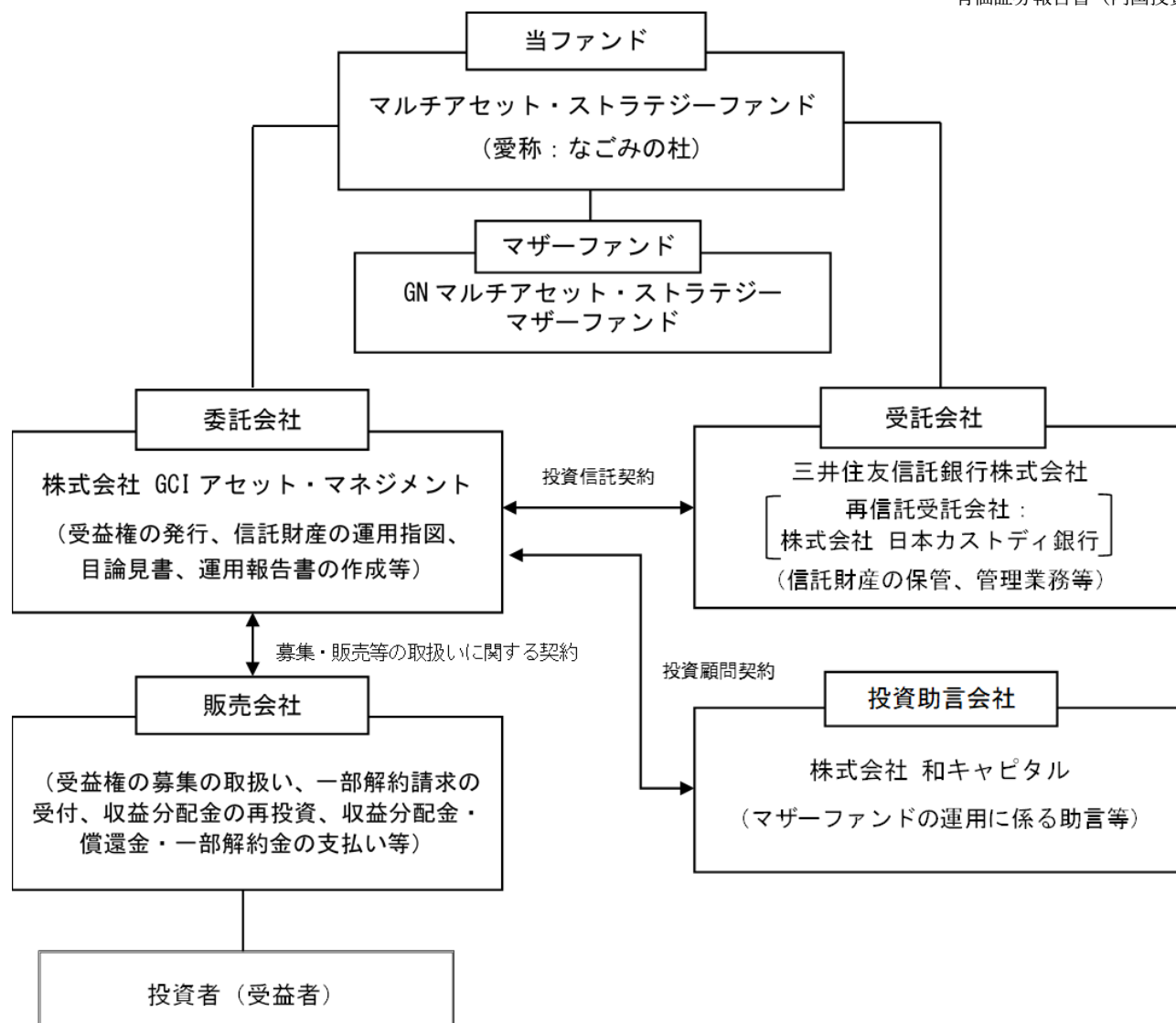
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資をして、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



* 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

② ファンドの関係法人

a. ファンドの関係法人



b. 契約の概要等

イ. 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社の間で締結されるものです。主に、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社と受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等について規定しています。

ロ. 投資信託受益権の募集・販売等の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

ハ. 投資顧問契約

投資助言会社が委託会社に「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」の運用に係る助言、情報提供を行うにあたり、情報提供の方法などならびに投資助言報酬等について両者間で取り決めたものです。

③委託会社等の概況（2023年8月末現在）

a. 資本金の額

1億円

b. 沿革

2000年4月13日	株式会社グローバル・サイバー・インベストメントとして設立
2000年8月31日	投資顧問業登録
2002年3月29日	投資一任業務に係る認可を取得
2003年6月1日	株式会社GCIアセット・マネジメントに商号を変更

2007年9月30日 金融商品取引業（投資運用業）登録
 2013年11月19日 業務方法書を変更し投資信託委託業務を開始
 2013年12月19日 一般社団法人投資信託協会加入

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社GCIキャピタル	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	30,772株 ^{※1}	69.26% ^{※3}
一般社団法人京都ラボ	京都市左京区岡崎東福ノ川町29番地	8,650株 ^{※2}	19.47% ^{※3}

※1：全て普通株式です。

※2：全てA種類株式です。

※3：自己株式を除いた比率です。なお、普通株式のみの場合の所有比率は株式会社GCIキャピタル100%です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①投資方針

当ファンドは、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

主として、GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資します。

b. 投資態度

- イ. マザーファンドの受益証券への投資を通じて、先進国株式、先進国の国債を中心にグローバルな分散投資を行います。現物投資に加えてデリバティブ取引を行い、投資環境に応じて現金等を含む各資産の実質的な配分比率を機動的に変更します。
- ロ. 株式への投資にあたっては、日本、米国、ドイツの株式市場を代表する株価指数への連動を目指す上場投資信託証券および指数先物に投資します。
- ハ. 国債への投資にあたっては、日本、米国、ドイツ、フランスの国債および債券先物に投資します。
- ニ. マザーファンドの運用に関しては、株式会社和キャピタルより投資助言を受けます。
- ホ. 実質外貨建て資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ヘ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ト. 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として、株式会社GCIアセット・マネジメントを委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるGNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券

- d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 - t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するもの、n.に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、m.およびn.の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ④上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」の概要

①基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

主として、国内外に上場する投資信託証券および指数先物、国債を主要投資対象とします。

b. 投資態度

イ. 先進国株式、先進国の国債を中心にグローバルな分散投資を行います。現物投資に加えてデリバティブ取引を行い、投資環境に応じて現金等を含む各資産の実質的な配分比率を機動的に変更します。

ロ. 株式への投資にあたっては、日本、米国、ドイツの株式市場を代表する株価指数への連動を目指す上場投資信託証券および指数先物に投資します。

ハ. 国債への投資にあたっては、日本、米国、ドイツ、フランスの国債および債券先物に投資します。

ニ. 運用にあたっては、株式会社和キャピタルより投資助言を受けます。

ホ. 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ヘ. 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③投資制限

a. 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。

b. 個別株式への投資は行いません。

c. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。

d. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

e. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

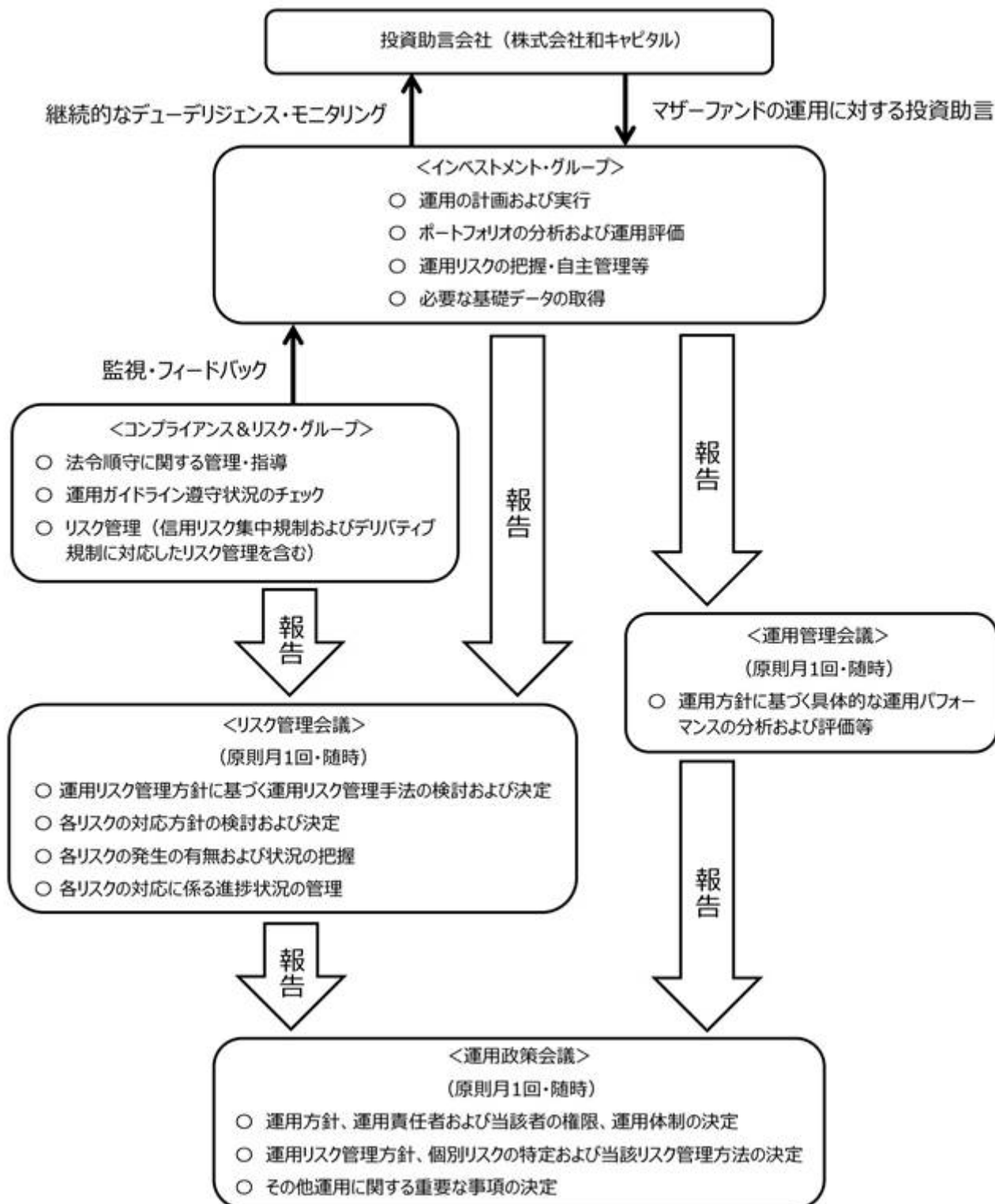
f. 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

g. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（３）【運用体制】

①委託会社の運用体制

当ファンドに関する委託会社の運用体制は、以下の通りです。



a. 運用政策会議

運用政策会議は、代表取締役CEO、代表取締役社長、インベストメント・グループ長、コンプライアンス&リスク・グループ長、ビジネス・コントロール・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される運用政策の枢要に関する意思決定を行う機関であり、運用方針、運用責任者および当該者の権限、運用体制の決定、運用リスク管理方針、個別リスクの特定および当該リスク管理方法の決定、その他運用に関する重要な事項の決定等を行います。

b. リスク管理会議

リスク管理会議は、コンプライアンス&リスク・グループ長、代表取締役社長、その他各グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、運用リスク管理方針に

基づく運用リスク管理手法の検討および決定、各リスクの対応方針の検討および決定、各リスクの発生の有無および状況の把握、その他各リスクの対応に係る進捗状況の管理等を行います。

c. 運用管理会議

運用管理会議は、インベストメント・グループ長、コンプライアンス&リスク・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、運用方針に基づく具体的な運用パフォーマンスの分析および評価等を行います。

d. インベストメント・グループ(15名程度)

インベストメント・グループは、投資運用・助言の意思判断と各種調査、投資運用・助言の意思決定を支援する定量モデルの開発その他パフォーマンスの分析・評価等を行います。

e. コンプライアンス&リスク・グループ(2名程度)

コンプライアンス&リスク・グループは、関連法令・諸規則および運用ガイドライン等の遵守の確保に向けた業務、運用リスクの分析・モニタリング報告その他リスク管理全般の統括、契約審査等の法務および内部監査に関する業務を行います。

②運用体制に関する社内規則

委託会社は、運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等に基づき、適切な管理を行うとともに、内部牽制の維持を図っています。

③ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行い、当該業務の正確性を担保しています。また、受託会社の受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、委託会社は受託会社より当該監査人による報告書を受け取り、その内容の確認を行います。

※上記運用体制は、2023年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

年2回、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、委託会社の判断により分配を行わないこともあります。）

③留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託財産の運用については、以下に掲げる信託約款および法令等に定められた投資制限を遵守して行います。

①信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

a. マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b. 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。

c. 個別株式への投資は行いません。

d. 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以内とします。

e. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

f. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

g. 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

h. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②信託約款上のその他の投資制限

a. 同一銘柄の株式等への投資制限

- イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ. 上記イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 信用取引の指図範囲

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 上記イ. の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

c. 先物取引等の指図範囲

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を指図することができます。
- ハ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

d. スワップ取引の指図範囲

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件の下に交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ニ、委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供或いは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供或いは受け入れの指図を行うものとします。
- e. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図範囲
- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。
- ロ、金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ、金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ、委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供或いは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供或いは受け入れの指図を行うものとします。
- f. 有価証券の貸付の指図範囲
- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ、上記イ、1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ、委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- g. 公社債の空売りの指図範囲
- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ、上記イ、の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ、信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h. 公社債の借入れの指図範囲
- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ、上記イ、の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ、信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ、の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ、上記イ、の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- i. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。
- j. 外国為替予約取引の指図
- イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ、上記イ、の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産

に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ハ. 上記ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その越える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ニ. 上記ロ. においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売り予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売り予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- k. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

1. 資金の借入れ

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

m. 受託会社による資金の立替え

- イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ハ. 上記イ. およびロ. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

③その他の法令上の投資制限

a. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

b. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図することはできません。

- c. 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りですが、下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。

<基準価額変動リスク>

a. 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

b. 金利変動リスク

債券などの価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券などが変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者などの財務状況の変化などおよびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。債券などの価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

c. 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢などの様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図りますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分などのコストがかかることにご留意ください。

d. 信用リスク

投資対象となる債券などの発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

e. デリバティブ取引のリスク

当ファンドは有価証券および金利関連のデリバティブ（先物取引の金融派生商品）に投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価格変動が見通しと異なった場合に、当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

f. 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ないなど流動性が低い市場、あるいは取引規制などの理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

g. カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。

h. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

<その他の留意点>

a. ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行うためマザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

b. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

c. 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

d. 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

e. 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

f. クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

g. 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

h. その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) リスク管理体制

リスク管理については、一義的には、運用部門であるインベストメント・グループにおいて日々の運用状況の分析およびモニタリングを行い、運用リスクの適切性を検証・評価し運用管理会議およびリスク管理会議に報告されます。更に、コンプライアンス&リスク・グループにおいて、投資制限の遵守状況やコンプライアンスの適切性などを確認した上で、事務運営の適切性を含む各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理などを行い、リスク管理会議へ報告される体制となっています。そして、運用管理会議およびリスク管理会議に

において報告される事項に関して、重要な事項はさらに運用政策会議に報告される体制となっています。

委託会社では、リスク管理規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。リスク管理会議において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、適切に監督します。

※上記リスク管理体制は、2023年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（3）参考情報

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率を記載していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額を記載していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※当ファンドについては2019年6月～2023年8月の4年3ヵ月間、他の代表的な資産クラスについては2018年9月～2023年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率を記載していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

<代表的な各資産クラスの指数>

日本株: Morningstar 日本株式指数

先進国株: Morningstar 先進国株式指数 (除く日本)

新興国株: Morningstar 新興国株式指数

日本国債: Morningstar 日本国債指数

先進国債: Morningstar グローバル国債指数 (除く日本)

新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

<各指数の概要>

日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株: Morningstar 先進国株式 (除く日本) 指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債: Morningstar グローバル国債 (除く日本) 指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の可否、特に当ファンドに投資することの可否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。

上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

販売会社毎の手数料等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

※申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

※自動けいぞく投資コースにより収益分配金を再投資する場合には、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

①換金（解約）手数料

ありません。

②信託財産留保額

換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%を乗じて得た額を換金（解約）時にご負担いただきます。

信託財産留保額は、信託期間中にファンドを換金（解約）する際、換金（解約）により発生する組入資産の売却費用等を、換金（解約）を行う受益者にご負担していただくためのものです。信託財産留保額は、換金（解約）を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのもので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7425%（税抜 年率0.675%）以内を乗じて得た額とします。

当該信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬率の配分は、ファンドの純資産総額の残高に応じて変更します。信託報酬率およびその配分ならびにこれらを対価とする役務の内容は、以下のとおりです。

＜信託報酬率およびその配分＞

純資産総額	信託報酬率 ＜合計＞	支払先の配分		
		委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下 部分	年率 0.7425% （税抜 年率0.675%）	年率 0.4895% （税抜 年率0.445%）	年率 0.22% （税抜 年率0.20%）	年率 0.033% （税抜 年率0.03%）
100億円超 部分	年率 0.6875% （税抜 年率0.625%）	年率 0.4345% （税抜 年率0.395%）	年率 0.22% （税抜 年率0.20%）	年率 0.033% （税抜 年率0.03%）
役務の内容	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価

※投資助言会社である株式会社和キャピタルに対する報酬は、委託会社報酬の中から支払われます。

※マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

② 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額もしくは定額とし、信託報酬支払いの時に信託財産から支払われます。

③ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

※ 上記の費用・手数料は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	—	5%	20%

b. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります（上記a. の表参照）。

c. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座に係る課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

d. 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）および未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。なお、当該NISA制度は2023年12月末までのご購入が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※「2024年1月1日より開始される新しいNISA（少額投資非課税制度）」について

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。なお、ジュニアNISAは、2023年をもって終了となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
------	-----	-------------	----

2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	—	15%

③ 個別元本について

- a. 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- c. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b. 投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は2023年8月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更される場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

マルチアセット・ストラテジーファンド

（１）【投資状況】

（2023年8月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	12,804,932,502	99.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	55,351,210	0.43
合 計（純資産総額）		12,860,283,712	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

（2023年8月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	GNマルチアセット・ストラテジー マザーファンド	13,232,336,987	0.9667	12,791,700,166	0.9677	12,804,932,502	99.57

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.57
合計	99.57

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末日（2019年2月12日）	10,611,296,353	10,611,296,353	0.9892	0.9892
第2期計算期間末日（2019年8月13日）	13,658,085,962	13,760,256,527	1.0026	1.0101
第3期計算期間末日（2020年2月10日）	16,808,073,478	16,824,880,017	1.0001	1.0011
第4期計算期間末日（2020年8月11日）	17,536,156,511	17,588,729,552	1.0007	1.0037
第5期計算期間末日（2021年2月10日）	20,934,171,931	20,934,171,931	0.9882	0.9882
第6期計算期間末日（2021年8月10日）	20,425,159,593	20,425,159,593	0.9872	0.9872
第7期計算期間末日（2022年2月10日）	18,459,029,928	18,459,029,928	0.9641	0.9641
第8期計算期間末日（2022年8月10日）	16,688,745,130	16,688,745,130	0.9353	0.9353
第9期計算期間末日（2023年2月10日）	14,494,173,197	14,494,173,197	0.8978	0.8978
第10期計算期間末日（2023年8月10日）	13,078,818,182	13,078,818,182	0.9155	0.9155
2022年8月末日	16,443,440,419	—	0.9256	—
9月末日	15,579,870,360	—	0.8946	—
10月末日	15,305,466,280	—	0.8996	—

11月末日	15,089,204,095	—	0.8983	—
12月末日	14,730,921,242	—	0.8956	—
2023年1月末日	14,526,169,901	—	0.8940	—
2月末日	14,319,970,099	—	0.8952	—
3月末日	13,898,225,264	—	0.8960	—
4月末日	13,899,612,224	—	0.9061	—
5月末日	13,784,925,717	—	0.9138	—
6月末日	13,491,269,329	—	0.9145	—
7月末日	13,137,758,473	—	0.9155	—
8月末日	12,860,283,712	—	0.9161	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年6月20日～2019年2月12日	0.0000
第2期	2019年2月13日～2019年8月13日	0.0075
第3期	2019年8月14日～2020年2月10日	0.0010
第4期	2020年2月11日～2020年8月11日	0.0030
第5期	2020年8月12日～2021年2月10日	0.0000
第6期	2021年2月11日～2021年8月10日	0.0000
第7期	2021年8月11日～2022年2月10日	0.0000
第8期	2022年2月11日～2022年8月10日	0.0000
第9期	2022年8月11日～2023年2月10日	0.0000
第10期	2023年2月11日～2023年8月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2018年6月20日～2019年2月12日	△1.1
第2期	2019年2月13日～2019年8月13日	2.1
第3期	2019年8月14日～2020年2月10日	△0.1
第4期	2020年2月11日～2020年8月11日	0.4
第5期	2020年8月12日～2021年2月10日	△1.2
第6期	2021年2月11日～2021年8月10日	△0.1
第7期	2021年8月11日～2022年2月10日	△2.3
第8期	2022年2月11日～2022年8月10日	△3.0
第9期	2022年8月11日～2023年2月10日	△4.0
第10期	2023年2月11日～2023年8月10日	2.0

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、少数点以下2桁目を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	2018年6月20日～2019年2月12日	10,782,177,633	55,010,409	10,727,167,224
第2期	2019年2月13日～2019年8月13日	3,061,446,251	165,871,425	13,622,742,050
第3期	2019年8月14日～2020年2月10日	3,641,210,698	457,413,138	16,806,539,610
第4期	2020年2月11日～2020年8月11日	1,518,085,316	800,277,784	17,524,347,142
第5期	2020年8月12日～2021年2月10日	4,887,130,309	1,227,847,375	21,183,630,076
第6期	2021年2月11日～2021年8月10日	750,866,755	1,244,988,821	20,689,508,010
第7期	2021年8月11日～2022年2月10日	164,173,098	1,706,787,316	19,146,893,792

第8期	2022年2月11日～2022年8月10日	118,070,404	1,420,816,021	17,844,148,175
第9期	2022年8月11日～2023年2月10日	76,906,723	1,777,045,900	16,144,008,998
第10期	2023年2月11日～2023年8月10日	69,114,789	1,927,378,029	14,285,745,758

（注1）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定および解約はありません。

（参考）

GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド

投資状況

（2023年8月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,748,506,303	13.65
	ドイツ	5,623,606,684	43.92
	小計	7,372,112,987	57.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	5,433,413,490	42.43
合 計（純資産総額）		12,805,526,477	100.00

（注1）国／地域は、発行体の所在地によって記載しています。

（注2）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,685,417,723	13.16
	売建	日本	1,173,960,000	△9.17
債券先物取引	買建	アメリカ	1,069,553,512	8.35
	売建	日本	440,460,000	△3.44
	売建	ドイツ	1,290,249,259	△10.08

（注1）国／地域は、取引所の所在地によって記載しています。

（注2）先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（注3）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	9,853,407,746	△76.95

（注1）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（注2）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

（2023年8月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
ドイツ	国債証券	ドイツ国債 2.6% 08/15/33	35,000,000	15,872.27	5,555,295,144	16,067.44	5,623,606,684	2.6	2033/8/15	43.92
アメリカ	国債証券	アメリカ国債 4.75% 07/31/25	12,000,000	14,574.48	1,748,938,744	14,570.88	1,748,506,303	4.75	2025/7/31	13.65

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
----	---------

国債証券	57.57
合計	57.57

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	日本	大阪取引所	日経平均株価指数先物	売建	36	日本円	1,157,182,180	1,157,182,180	1,173,960,000	1,173,960,000	△9.17
	アメリカ	シカゴ商品取引所	E-mini Dow (\$5) Futures	買建	8	米ドル	1,411,980.44	206,431,540	1,398,240	204,422,688	1.60
	アメリカ	シカゴ商業取引所	E-mini S&P 500 Futures	買建	16	米ドル	3,653,443.38	534,133,422	3,619,400	529,156,280	4.13
	アメリカ	シカゴ商業取引所	E-mini Nasdaq-100 Futures	買建	21	米ドル	6,446,970.53	942,547,092	6,510,525	951,838,755	7.43
債券先 物取引	日本	大阪取引所	長期国債標準物先物	売建	3	日本円	440,998,515	440,998,515	440,460,000	440,460,000	△3.44
	アメリカ	シカゴ商品取引所	10-Year T-Note Futures	買建	66	米ドル	7,256,508.6	1,060,901,557	7,315,687.5	1,069,553,512	8.35
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	Euro-Bund Futures	売建	61	ユーロ	8,074,068.5	1,290,559,109	8,072,130	1,290,249,259	△10.08

（注１）先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（注２）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	25,900,000.00	3,560,884,810	3,777,336,290	△29.50
	ユーロ	売建	38,080,000.00	5,780,756,440	6,076,071,456	△47.45

（注１）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（注２）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考情報>

運用実績

設 定 日：2018年6月20日

作成基準日：2023年8月31日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

基準価額	9,161円	純資産総額	128.6億円
------	--------	-------	---------

分配の推移

決算期	分配金(円)
2021年8月	0
2022年2月	0
2022年8月	0
2023年2月	0
2023年8月	0
設定来累計	115

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

資産配分

資産の種類	比率
マザーファンド	99.6%
現金等	0.4%
合計	100.0%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンドの先物組入上位5銘柄

	銘柄名	種類	地域	組入比率
1	ドイツ国債10年先物 9月限	債券先物	ドイツ	-10.1%
2	日経225先物 9月限	株価指数先物	日本	-9.2%
3	米国国債10年先物 12月限	債券先物	米国	8.4%
4	E-mini NASDAQ100先物 9月限	株価指数先物	米国	7.4%
5	E-mini S&P500 先物9月限	株価指数先物	米国	4.1%

※組入比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

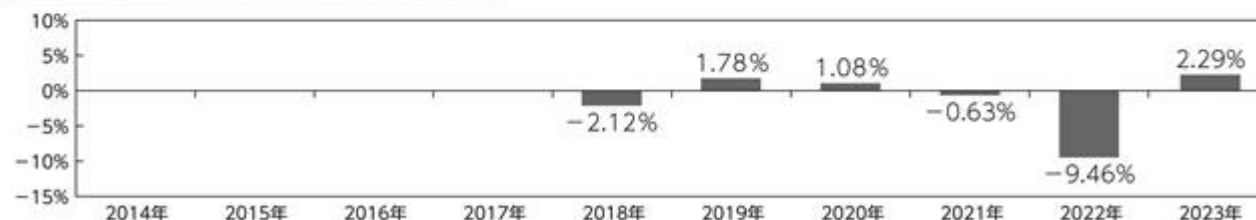
※マイナスの表記は「売り持ち」を意味します。

GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンドの現物組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	地域	利率(%)	償還日	組入比率
1	ドイツ国債	国債	ドイツ	2.6	2033/8/15	43.9%
2	米国国債	国債	米国	4.75	2025/7/31	13.7%
3	ー					
4	ー					
5	ー					
6	ー					
7	ー					
8	ー					
9	ー					
10	ー					

※組入比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2018年は設定日から年末までの収益率です。また、2023年は年年初から作成基準日までの収益率です。

※当ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込みは、販売会社において受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（6665）6952（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けは行いません（収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします）。

- (2) 当ファンドには、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、取得申込者は、販売会社との間で収益分配金再投資に係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を締結していただきます。

- (3) 当ファンドの申込価格は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：なごみの杜）。

＜照会先＞

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（6665）6952（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

- (4) 当ファンドの購入には、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額の申込手数料がかかります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

- (5) 当ファンドの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (6) 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき等は、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金（解約）の申込みは、原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日には換金（解約）の申込みの受付けは行いません。

- (2) 換金（解約）の単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (3) 換金（解約）の価額は、換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額です。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：なごみの杜）。

＜照会先＞

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（6665）6952（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

- (4) 換金（解約）手数料は、ありません。

- (5) 信託財産留保額として、換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.05%を乗じて得た額をご換金時にご負担いただきます。

- (6) 換金（解約）の代金は、受益者による換金（解約）申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (8) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき等は、換金（解約）申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金（解約）申込みを取り消すことがあります。これにより換金（解約）申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金（解約）申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金（解約）申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金（解約）価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金（解約）申込受付日として、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口当りに換算した価額で表示されます。

＜参考＞有価証券等の評価基準および評価方法等

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式、投資信託証券	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

②基準価額の算出および公表

基準価額（1万口当たり）は、原則として毎営業日算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：なごみの杜）。

＜照会先＞

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（6665）6952（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、2018年6月20日から2028年2月10日までです。

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年2月11日から8月10日まで、8月11日から翌年2月10日までとします。なお、第1期計算期間は信託設定日（2018年6月20日）から2019年2月12日までとします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c. において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本⑥に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中でも、必要のあるときは、信託契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。
- c. 投資助言会社との投資助言契約の有効期間は、契約締結日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中でも、必要のあるときは、投資助言契約の一部を変更することがあります。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.gci.jp>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑩運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

（2）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

※償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてとします。）に支払います。

（3）換金（信託の一部解約の実行）請求権

換金（解約）の代金（一部解約金）は、換金（解約）申込受付日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

（4）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2023年2月11日から2023年8月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

マルチアセット・ストラテジーファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 2023年2月10日現在	第10期 2023年8月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	164,843,508	143,424,768
親投資信託受益証券	14,405,944,152	12,992,541,880
流動資産合計	14,570,787,660	13,135,966,648
資産合計	14,570,787,660	13,135,966,648
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,685,610	7,037,182
未払受託者報酬	2,553,776	2,253,299
未払委託者報酬	58,934,603	47,417,561
未払利息	474	424
その他未払費用	440,000	440,000
流動負債合計	76,614,463	57,148,466
負債合計	76,614,463	57,148,466
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 16,144,008,998	※ 1 14,285,745,758
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 △1,649,835,801	※ 2 △1,206,927,576
（分配準備積立金）	89,497,838	216,647,593
元本等合計	14,494,173,197	13,078,818,182
純資産合計	14,494,173,197	13,078,818,182
負債純資産合計	14,570,787,660	13,135,966,648

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	第10期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	△603,056,961	316,597,728
営業収益合計	△603,056,961	316,597,728
営業費用		
支払利息	36,649	32,113
受託者報酬	2,553,776	2,253,299
委託者報酬	58,934,603	47,417,561
その他費用	440,242	446,519
営業費用合計	61,965,270	50,149,492
営業利益又は営業損失（△）	△665,022,231	266,448,236
経常利益又は経常損失（△）	△665,022,231	266,448,236
当期純利益又は当期純損失（△）	△665,022,231	266,448,236
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△62,360,221	14,426,197
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,155,403,045	△1,649,835,801
剰余金増加額又は欠損金減少額	115,653,361	197,343,910
（当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額）	115,653,361	197,343,910
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,424,107	6,457,724
（当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額）	7,424,107	6,457,724
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,649,835,801	△1,206,927,576

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---------------------------------------

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第9期 (2023年2月10日現在)	第10期 (2023年8月10日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第9期 2023年2月10日現在	第10期 2023年8月10日現在
※1. 元本の推移		
期首元本額	17,844,148,175円	16,144,008,998円
期中追加設定元本額	76,906,723円	69,114,789円
期中一部解約元本額	1,777,045,900円	1,927,378,029円
※2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,649,835,801円	1,206,927,576円
3. 受益権の総数	16,144,008,998口	14,285,745,758口
4. 1口当たり純資産額	0.8978円	0.9155円
1万口当たり純資産額	8,978円	9,155円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第9期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	第10期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 分配金の計算過程		
a. 配当等収益（経費控除後）	46,857,983円	137,406,121円
b. 有価証券売買等損益（経費控除後・繰越欠損金補填後）	0円	0円
c. 信託約款に規定される収益調整金	65,223,352円	58,210,303円
d. 信託約款に規定される分配準備積立金	42,639,855円	79,241,472円
e. 分配対象収益（a + b + c + d）	154,721,190円	274,857,896円
f. 分配対象収益（1万口当たり）	95円	192円
g. 分配金額	0円	0円
h. 分配金額（1万口当たり）	0円	0円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第9期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	第10期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。当該ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は信託約款に基づいております。 これらの金融商品に係る主なリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク・マネジメント・グループが日々の市場リスクの計測とモニタリングを行い、リスク管理会議に報告します。リスク管理会議は、運用方針に応じたリスク管理の手続を策定するとともに、運用部門から独立して市場リスクや運用実績の分析・評価を行い、その結果を当社の運用業務に関する意思決定機関である運用政策会議に報告します。	インベストメント・グループが日々の市場リスクの計測とモニタリングを行い、リスク管理会議に報告します。リスク管理会議は、運用方針に応じたリスク管理の手続を策定するとともに、運用部門から独立して市場リスクや運用実績の分析・評価を行い、その結果を当社の運用業務に関する意思決定機関である運用政策会議に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第9期 2023年2月10日現在	第10期 2023年8月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券 同左

	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 2023年2月10日現在	第10期 2023年8月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△541,404,847	297,026,146
合計	△541,404,847	297,026,146

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額
親投資信託受益証券	GNマルチアセット・ストラテジーマ ザーファンド	13,440,097,114	12,992,541,880
合計		13,440,097,114	12,992,541,880

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	2023年2月10日現在	2023年8月10日現在
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	413,201,759	1,365,163,397
コール・ローン	3,230,155,964	3,377,843,939
国債証券	9,366,456,172	7,162,378,306
派生商品評価勘定	233,388,775	5,106,245
未収入金	119,456,500	—
未収利息	26,299,111	19,102,447
前払金	—	4,050,000
前払費用	3,022,872	30,808,478
差入委託証拠金	1,095,465,408	1,535,367,229
流動資産合計	14,487,446,561	13,499,820,041
資産合計	14,487,446,561	13,499,820,041
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	69,704,828	480,444,240
前受金	12,444,000	—
未払金	—	27,328,350
未払利息	9,292	9,994
流動負債合計	82,158,120	507,782,584
負債合計	82,158,120	507,782,584
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	15,250,840,729	13,440,097,114
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△845,552,288	△448,059,657
元本等合計	14,405,288,441	12,992,037,457
純資産合計	14,405,288,441	12,992,037,457
負債純資産合計	14,487,446,561	13,499,820,041

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	債券 公社債は、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 先物取引は時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引 原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年2月10日現在)	(2023年8月10日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2023年2月10日現在	2023年8月10日現在
※ 1. 元本の推移		
期首	2022年8月11日	2023年2月11日
期首元本額	16,946,231,113円	15,250,840,729円
期首からの追加設定元本額	—	—
期首からの一部解約元本額	1,695,390,384円	1,810,743,615円
元本の内訳		
マルチアセット・ストラテジーファンド	15,250,840,729円	13,440,097,114円
合計	15,250,840,729円	13,440,097,114円
※ 2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	845,552,288円	448,059,657円
3. 受益権の総数	15,250,840,729口	13,440,097,114口
4. 1口当たり純資産額	0.9446円	0.9667円
1万口当たり純資産額	9,446円	9,667円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022年 8月11日 至 2023年 2月10日	自 2023年 2月11日 至 2023年 8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。当該ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は信託約款に基づいております。 これらの金融商品に係る主なリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2023年 2月10日現在	2023年 8月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 なお、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年2月10日現在	2023年8月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△47,036,986	7,188,939
合計	△47,036,986	7,188,939

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（2023年2月10日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,503,107,099	—	1,529,532,932	26,425,833
	売建	1,258,577,515	—	1,319,948,448	△61,370,933
合計		2,761,684,614	—	2,849,481,380	△34,945,100

（2023年8月10日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,397,799,774	—	1,370,940,437	△26,859,337
	売建	1,031,520,000	—	1,041,920,000	△10,400,000
合計		2,429,319,774	—	2,412,860,437	△37,259,337

（注）1. 時価の算定方法

先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

債券関連

（2023年2月10日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引 売建	8,169,446,853	—	8,097,382,541	72,064,312
合計		8,169,446,853	—	8,097,382,541	72,064,312

(2023年8月10日現在)

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引 買建	1,345,306,261	—	1,347,006,788	1,700,527
	売建	3,967,270,000	—	3,967,650,000	△380,000
合計		5,312,576,261	—	5,314,656,788	1,320,527

(注) 1. 時価の算定方法

先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

(2023年2月10日現在)

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建	4,740,361,500	—	4,613,776,965	126,584,535
	米ドル	3,913,247,800	—	3,789,266,850	123,980,950
	ユーロ	827,113,700	—	824,510,115	2,603,585
合計		4,740,361,500	—	4,613,776,965	126,584,535

(2023年8月10日現在)

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建	9,193,341,770	—	9,632,711,750	△439,369,980
	米ドル	5,293,207,150	—	5,510,901,550	△217,694,400
	ユーロ	3,900,134,620	—	4,121,810,200	△221,675,580
合計		9,193,341,770	—	9,632,711,750	△439,369,980

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

② 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(ア) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

１ 株式

該当事項はありません。

２ 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額
国債証券	米ドル	アメリカ国債 10/05/23	14,000,000.00	13,885,448.92
		アメリカ国債 4.75% 07/31/25	11,000,000.00	10,989,687.50
	米ドル 小計		25,000,000.00	24,875,136.42 (3,581,024,639)
	ユーロ	ドイツ国債 2.3% 02/15/33	23,000,000.00	22,671,100.00
	ユーロ 小計		23,000,000.00	22,671,100.00 (3,581,353,667)
	合計			

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位円）であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 2銘柄	100.0%	50.0%
ユーロ	国債証券 1銘柄	100.0%	50.0%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

マルチアセット・ストラテジーファンド

【純資産額計算書】

(2023年8月31日現在)

I 資産総額	12,897,949,899円
II 負債総額	37,666,187円
III 純資産総額（I－II）	12,860,283,712円
IV 発行済口数	14,038,423,264口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9161円
（1万口当たり純資産額）	（9,161円）

（参考）

GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド

純資産額計算書

(2023年8月31日現在)

I 資産総額	13,466,700,052円
II 負債総額	661,173,575円
III 純資産総額（I－II）	12,805,526,477円
IV 発行済口数	13,232,336,987口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9677円
（1万口当たり純資産額）	（9,677円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 受益権の名義書換え
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
該当事項はありません。
- (4) 受益証券の不発行
当ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2023年8月末現在）

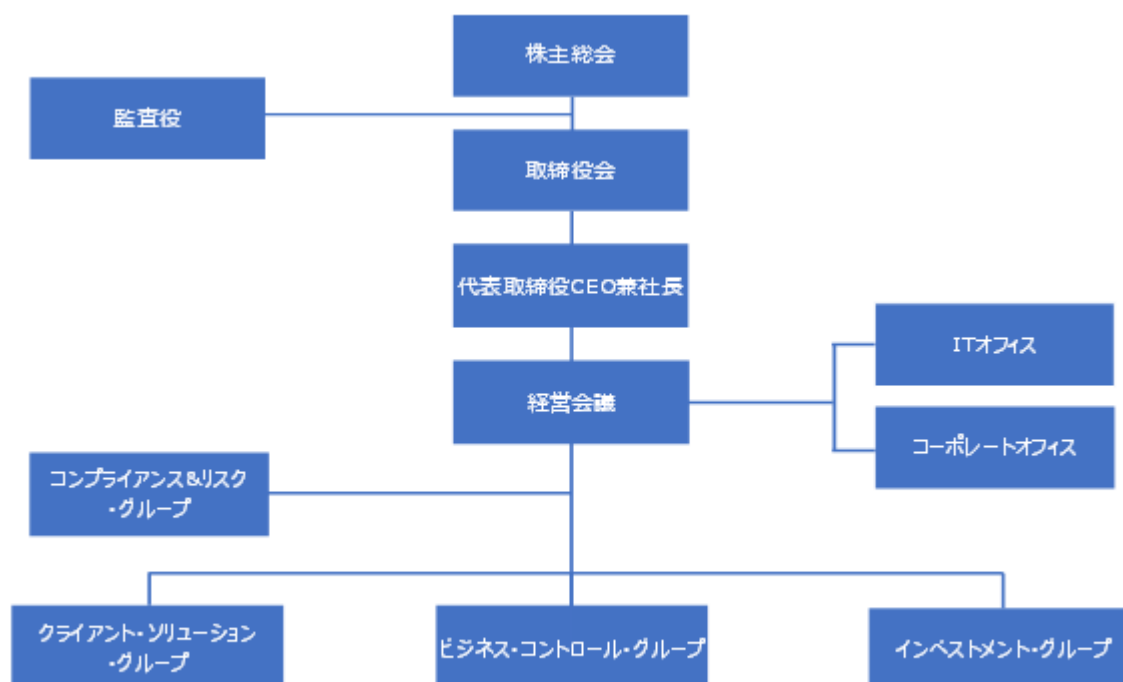
- ① 資本金の額： 1億円
- ② 発行可能株式総数※： 100,000株
(普通株式 上限80,000株、A種類株式 上限20,000株)
- ③ 発行済株式総数： 46,172株
(普通株式 30,772株、A種類株式 15,400株)
- ④ 最近5年間ににおける資本金の額の増減：

2019年12月9日	資本金	2億円に増資
2019年12月9日	資本金	1億円に減資

※種類株式の発行が可能

（2）委託会社等の機構（2023年8月末現在）

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



当社の組織は、上記のとおり、株主総会、監査役、取締役会、代表取締役CEO、代表取締役社長、経営会議、以下6の業務グループにより構成されています。

取締役会は、3名の取締役から構成されており、1名の社外監査役が出席し、会社の業務執行を決定し取締役による職務の執行を監督するため、原則として月次で開催されますが、必要に応じて随時開催されます。

代表取締役CEOは、会社を代表して対外事項を処理するとともに、会社経営の全般を総轄し、取締役会を招集してその議長として主宰し、重要事項の決定を行います。代表取締役社長は、会社を代表して対外事項を処理するとともに、取締役会の決定に基づき業務の執行を統括します。

経営会議は、常勤取締役および執行役員等から構成されており、経営に関する重要事項を協議するとともに、代表取締役社長の統括の下で業務の執行の全般的な統制を行います。

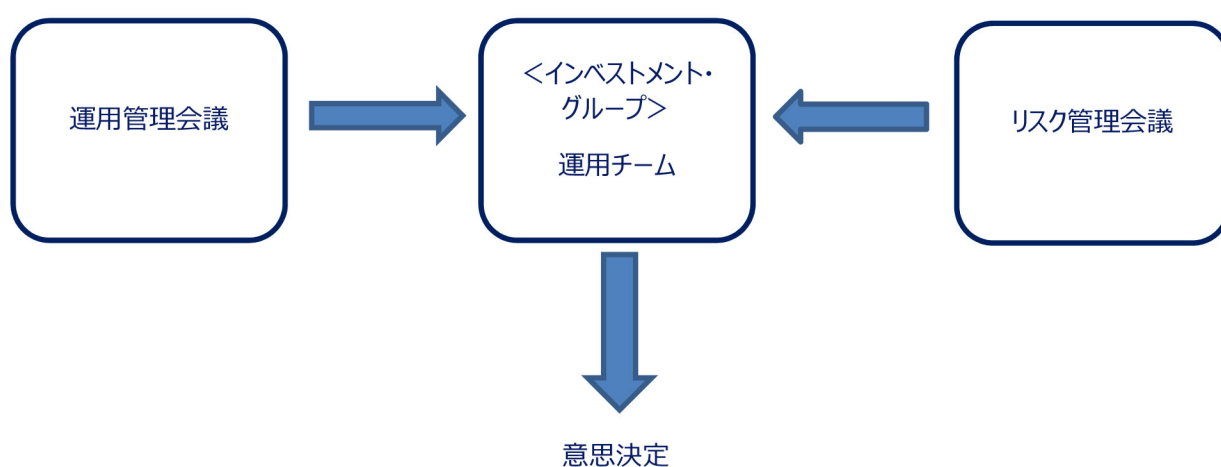
6グループは、投資運用・助言の意思判断と各種調査、投資運用・助言の意思決定を支援する定量モデルの開発その他パフォーマンスの分析・評価等を行うインベストメント・グループ、投資運用・

助言業務に係る営業活動と営業企画全般、顧客対応窓口全般、顧客説明資料・広報資料等の作成、販売会社その他販売チャネルとの連携等に関する業務を行うクライアント・ソリューション・グループ、運用スキーム等の開発・組成と各種調査および外部パートナーとの折衝等、投資信託の法定書面作成と届出、営業活動ならびに既存顧客の対応および管理の支援その他一任契約資産・外国籍ファンド・投資信託の運用管理等に関する業務を行うビジネス・コントロール・グループ、関連法令・諸規則および運用ガイドライン等の遵守の確保に向けた業務、運用リスクの分析・モニタリング報告その他リスク管理全般の統括、契約審査等の法務および内部監査に関する業務を行うコンプライアンス&リスク・グループ、システム対応およびシステムリスク・情報管理に関する業務を行うITオフィス、組織運営、人事労務、財務経理および総務に関する業務を行うコーポレートオフィスにより構成されています。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定はインベストメント・グループが行います。

意思決定にあたっては、運用管理会議におけるパフォーマンスの分析・評価ならびにリスク管理会議によるリスク管理および適時・適切な意見が反映されることとなっており、各方面からの牽制機能が働いています。



2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業務を行っています。

2023年8月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	7	19,572,804,004
追加型株式投資信託	31	179,124,450,399
合計	38	198,697,254,403

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第25期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の中間財務諸表（2023年1月1日から2023年6月30日まで）について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2021年12月31日現在)		当事業年度 (2022年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			491,771		687,127
2 前払金			27		27
3 前払費用			8,219		10,125
4 未収入金			1,659		557
5 未収委託者報酬			508,946		531,548
6 未収運用受託報酬			54,463		49,038
7 関係会社未収金			13,321		20,726
8 未収収益			3,979		3,506
流動資産合計			1,082,389		1,302,659
II 固定資産					
1 有形固定資産			7,652		7,285
(1) 建物附属設備	※ 1	6,189		5,762	
(2) 器具備品	※ 1	1,463		1,522	
2 無形固定資産			4,687		1,858
(1) ソフトウェア		4,687		1,858	
3 投資その他の資産			183,601		277,453
(1) 投資有価証券		—		94,310	
(2) 関係会社株式		140,519		140,519	
(3) 長期差入保証金		36,060		35,340	
(4) 保険積立金		5,673		6,808	
(5) 長期前払費用		1,348		476	
固定資産合計			195,941		286,597
資産合計			1,278,330		1,589,257

		前事業年度 (2021年12月31日現在)		当事業年度 (2022年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
I 流動負債	※ 2				
1 預り金			76,254		55,580
2 未払金			128,933		111,855
3 関係会社未払金			67,488		66,857
4 未払費用			202,307		228,051
5 仮受金			8,973		7,777
6 未払法人税等			290		290
7 未払消費税等			28,925		28,532
8 賞与引当金			1,814		—
流動負債合計				514,987	
負債合計			514,987		498,943
(純資産の部)					
I 株主資本					

1 資本金		100,000	100,000
2 資本剰余金		234,067	234,067
（1）資本準備金	125,000		125,000
（2）その他資本剰余金	109,067		109,067
3 利益剰余金		429,276	761,936
（1）利益準備金	127		127
（2）その他利益剰余金	429,148		761,808
繰越利益剰余金	429,148		761,808
株主資本合計		763,343	1,096,003
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金		—	△5,690
評価・換算差額等合計		—	△5,690
純資産合計		763,343	1,090,313
負債・純資産合計		1,278,330	1,589,257

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業収益			
1 委託者報酬		1,349,711	1,492,551
2 運用受託報酬		218,207	174,136
3 投資助言報酬		8,538	11,565
4 業務受託収入	※ 1	97,911	140,824
営業収益合計		1,674,369	1,819,077
II 営業費用			
1 支払手数料	※ 1	749,201	755,257
2 広告宣伝費		4,234	4,549
3 調査費		56,278	58,750
（1）調査費		55,794	58,235
（2）図書費		483	515
4 委託計算費		54,346	61,365
5 営業雑経費		8,697	8,069
（1）通信費		4,239	3,785
（2）協会費		2,014	1,866
（3）諸会費		828	810
（4）諸経費		1,615	1,606
営業費用合計		872,758	887,992
III 一般管理費			
1 給料		738,031	723,138
（1）役員報酬		19,200	58,705
（2）給料・手当		431,789	459,287
（3）従業員賞与		177,080	110,137
（4）賞与引当金繰入額		5,416	—
（5）法定福利費		69,145	67,689
（6）福利厚生費		35,399	27,318
2 交際費		9,853	12,482
3 旅費交通費		7,006	10,159

4 租税公課			924		409
5 不動産賃借料			61,973		36,147
6 固定資産減価償却費			11,368		4,026
7 業務委託費	※ 1		153,601		152,867
8 諸経費			18,849		14,655
一般管理費合計			1,001,610		953,886
営業利益又は営業損失(△)			△199,999		△22,801

		前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
IV 営業外収益			
1 受取配当金	※ 1	450,227	453,467
2 受取利息		2	4
3 為替差益		678	2,193
4 雑収入		1,960	94
営業外収益合計		452,869	455,760
V 営業外費用			
1 雑損失		704	—
営業外費用合計		704	—
経常利益		252,165	432,958
VI 特別利益			
特別利益合計		—	—
VII 特別損失			
1 減損損失	※ 2	46,332	—
特別損失合計		46,332	—
税引前当期純利益		205,832	432,958
法人税、住民税及び事業税		290	290
当期純利益		205,542	432,668

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度
(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	223,605	223,733	557,800	—	—	557,800
当期変動額											
当期純利益	—	—	—	—	—	205,542	205,542	205,542	—	—	205,542
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	205,542	205,542	205,542	—	—	205,542
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	429,148	429,276	763,343	—	—	763,343

当事業年度
(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益剰余金					
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	429,148	429,276	763,343	—	—	763,343
当期変動額											
当期純利益	—	—	—	—	—	432,668	432,668	432,668	—	—	432,668
剰余金の配当（△）	—	—	—	—	—	△100,008	△100,008	△100,008	—	—	△100,008
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	△5,690	△5,690	△5,690
当期変動額合計	—	—	—	—	—	332,659	332,659	332,659	△5,690	△5,690	326,969
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	761,808	761,936	1,096,003	△5,690	△5,690	1,090,313

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 4～6年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当事業年度は貸倒引当金を計上しておりません。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託収入を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回、もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、投資助言サービスを提供し、当該ファンドの契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。

（４）業務受託収入

業務受託収入は、業務受託契約に基づき、GCI Asset Management, HK Limitedに対象ファンドの事務サービスを提供し、当該ファンドのGCI Asset Management, HK Limitedで発生した収益に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年４回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、ファンドの運用期間にわたり収益として認識しております。

（５）成功報酬

成功報酬は、当社が運用するファンドについて、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。当該報酬は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

有形及び無形固定資産の減損

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失 46,332千円 有形固定資産 7,652千円 無形固定資産 4,687千円

長期差入保証金 35,700千円

（２）識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、原則的に投資運用業のみを事業としており東京本社のみで運営しているため、遊休資産を除くすべての固定資産を１グループとしてグルーピングを行っております。前事業年度及び当事業年度において営業損失を計上したことから、固定資産の減損の兆候があると判断しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った遊休資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46,332千円を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定における主要な仮定は、取締役会によって承認された翌事業年度の事業計画の基礎となる資産運用残高推移及び営業収益、並びに対応する費用、人件費見込みであります。

なお、翌事業年度を超える期間は、成功報酬による売上について不確実性を加味しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

事業計画や事業環境の変化により主要な仮定に変化が生じ、将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌事業年度以降において減損損失が発生する可能性があります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当事業年度の期首残高に与える影響はありません。

これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2021年12月31日現在)	当事業年度 (2022年12月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 177千円 器具備品 18,106千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 604千円 器具備品 5,950千円
※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 37,296千円	※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 31,269千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
---	---

※ 1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。

業務受託収入	97,911千円
支払手数料	248,115千円
業務委託費	3,600千円
受取配当金	450,227千円

※ 2 減損損失

当社は、以下の遊休資産について減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

当社は、原則的に投資運用業のみを事業としており東京本社のみで運営しているため、遊休資産を除くすべての固定資産を1グループとしてグルーピングを行っております。遊休資産は1単位としてグルーピングを行っております。

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区	本社	建物附属設備 器具備品 差入保証金	46,332千円

(減損損失の認識に至った経緯)

本社移転の決定により、建物附属設備、器具備品の一部を除却することが決定しました。それに伴い、当該固定資産を遊休資産と判定しました。帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46,332千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物附属設備28,144千円、器具備品9,861千円、差入保証金8,327千円です。

(回収可能価額)

回収可能価額は正味売却価額で測定し、零として算定しております。

※ 1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。

業務受託収入	140,824千円
支払手数料	183,478千円
業務委託費	3,600千円
受取配当金	453,467千円

※ 2 該当はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	46,172株	—	—	46,172株
合計	46,172株	—	—	46,172株

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	46,172株	—	—	46,172株
合計	46,172株	—	—	46,172株

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年3月28日 定時株主総会	普通株式	100,008	利益剰余金	2,166	2021年12月31日	2022年3月29日

- （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2021年12月31日現在）

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	491,771	491,771	—
（2）未収入金	1,659	1,659	—
（3）未収委託者報酬	508,946	508,946	—
（4）未収運用受託報酬	54,463	54,463	—
（5）関係会社未収金	13,321	13,321	—
（6）未収収益	3,979	3,979	—
資産計	1,074,141	1,074,141	—
（7）預り金	76,254	76,254	—

(8)未払金	128,933	128,933	—
(9)関係会社未払金	67,488	67,488	—
(10)未払費用	202,307	202,307	—
(11)未払法人税等	290	290	—
(12)未払消費税等	28,925	28,925	—
負債計	504,199	504,199	—

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 関係会社未収金、(6) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 預り金、(8) 未払金、(9) 関係会社未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等、(12) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：関係会社株式（貸借対照表計上額140,519千円）は市場価格がなく、かつキャッシュ・フローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	491,771	—	—	—
(2)未収入金	1,659	—	—	—
(3)未収委託者報酬	508,946	—	—	—
(4)未収運用受託報酬	54,463	—	—	—
(5)関係会社未収金	13,321	—	—	—
(6)未収収益	3,979	—	—	—
合計	1,074,141	—	—	—

当事業年度（2022年12月31日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等の金融商品の時価については、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2022年12月31日における投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	94,310	94,310	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、金融商品の時価のレベルごとの内訳等を開示しておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は94,310千円であります。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

投資有価証券

投資信託の時価は、市場における取引価格が存在しないことから、基準価額を時価としており、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式109,390千円、関連会社株式31,129千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式109,390千円、関連会社株式31,129千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2021年12月31日現在）

該当はありません。

当事業年度（2022年12月31日現在）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	94,310	100,000	△5,690
小計	94,310	100,000	△5,690
合計	94,310	100,000	△5,690

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)

繰延税金資産		
資産除去債務	100	342
繰越欠損金	210,225	165,257
その他	5,729	4,437
繰延税金資産小計	216,055	170,037
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△210,225	△165,257
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,830	△4,780
評価性引当額小計(注) 1	△216,055	△170,037
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注) 1 評価性引当額が46,017千円減少しております。この減少の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものです。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	210,225	210,225
評価性引当額	—	—	—	—	—	△210,225	△210,225
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	165,257	165,257
評価性引当額	—	—	—	—	—	△165,257	△165,257
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	33.6%	33.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△69.8%	△33.6%
住民税均等割	0.1%	0.1%
外国子会社合算税制	8.7%	3.9%
評価性引当額の増減額	27.2%	△4.2%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%	0.1%

(持分法損益等)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 関連会社に関する事項 (単位：千円)
- | | |
|--------------------|---------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 31,129 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 380,108 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 318,161 |
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
- 当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 関連会社に関する事項 (単位：千円)
- | | |
|--------------------|---------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 31,129 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 129,332 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 87,414 |
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
- 当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

自 2022年1月1日
至 2022年12月31日

委託者報酬	1,357,861	千円
運用受託報酬	161,417	
投資助言報酬	11,565	
業務受託収入	140,824	
成功報酬（注）	147,409	
合計	1,819,077	

（注）成功報酬は、当事業年度の損益計算書において委託者報酬にかかるものを134,690千円、運用受託報酬にかかるものを12,719千円それぞれ含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	580,710千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	604,820千円

（注）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. セグメント情報
- 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報
- （1）製品・サービスごとの情報
- 当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	香港	ケイマン	その他	合計
1,503,705	97,911	58,859	13,892	1,674,369

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
マルチアセット・ストラテジーファンド クラスA（適格機関投資家専用）	220,255

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	香港	ケイマン	その他	合計
1,642,630	140,824	35,622	—	1,819,077

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
マルチアセット・ストラテジーファンド クラスA（適格機関投資家専用）	247,730
GCIダイナミック・リスクアロケーションファンドタイプII クラスA（適格機関投資家専用）	190,702

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 （千円）	自己投資、 運用	（被所有） 直接 66.6%	役員の兼任	—	—	—	—

その他の 関係会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市	—	資産運用に 関する研究 開発	(被所有) 直接 33.4%	役員の兼任	投資運用リサーチ等 に関する業務の 委託(*1)	3,600	—	—
--------------	----------------	------------	---	----------------------	----------------------	-------	--------------------------------	-------	---	---

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 (千米ドル)	投資運用業	(所有) 直接 100%	業務委託	業務受託収入 (*2)	97,911	関係会社 未収金	13,321
							助言報酬(*3)	159,601	関係会社 未払金	67,488
関連会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 (千シンガ ポールドル)	投資運用業	(所有) 直接 34%	業務委託	業務代行手数料 (*4)	88,514	未払費用	37,296

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 議決権の所有割合は、議決権を有している優先株式を含めて算出しております。

3 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

(*2) 業務受託収入については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*3) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*4) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(千円)
Caygan Capital Pte. Ltd.	
流動資産合計	1,244,995
固定資産合計	76,585
流動負債合計	203,613
固定負債合計	—
純資産合計	1,117,967
売上高	1,793,785
税引前当期純利益	1,117,269
当期純利益	935,770

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 (千円)	自己投資、 運用リサーチ	(被所有) 直接 66.6%	役員の兼任	—	—	—	—
その他の 関係会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市	—	資産運用に 関する研究 開発	(被所有) 直接 33.4%	役員の兼任	投資運用リサーチ等に関 する業務の委託(*1)	3,600	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 (千米ドル)	投資運用業	(所有) 直接 100%	業務委託	業務受託収入(*2)	140,824	関係会社 未収金	20,726
							助言報酬(*3)	104,094	関係会社 未払金	66,857
関連会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 (千シンガ ポールドル)	投資運用業	(所有) 直接 34%	業務委託	業務代行手数料 (*4)	79,383	未払費用	31,269

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 議決権の所有割合は、議決権を有している優先株式を含めて算出しております。

3 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

(*2) 業務受託収入については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*3) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*4) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(千円)
Caygan Capital Pte. Ltd.	
流動資産合計	370,751
固定資産合計	66,027
流動負債合計	56,390
固定負債合計	—
純資産合計	380,388
売上高	883,080

税引前当期純利益	306,980
当期純利益	257,101

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
1株当たり純資産額	16,532円61銭	1株当たり純資産額	23,614円17銭
1株当たり当期純利益	4,451円68銭	1株当たり当期純利益	9,370円80銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 763,343千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 763,343千円 普通株式の当事業年度末株式数 46,172株		1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 1,090,313千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 1,090,313千円 普通株式の当事業年度末株式数 46,172株	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 205,542千円 普通株式以外に帰属する純利益 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純利益 205,542千円 普通株式の当期中平均株式数 46,172株		1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 432,668千円 普通株式以外に帰属する純利益 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純利益 432,668千円 普通株式の当期中平均株式数 46,172株	

（注）当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2023年6月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金			488,059
2 前払費用			26,667
3 関係会社未収金			84,611
4 未収委託者報酬			402,395
5 未収運用受託報酬			49,047
6 未収収益			3,354
流動資産合計			1,054,136
II 固定資産			
1 有形固定資産			6,750
(1) 建物附属設備	※ 1	5,549	
(2) 器具備品	※ 1	1,200	
2 無形固定資産			1,095
ソフトウェア		1,095	
3 投資その他の資産			182,527
(1) 関係会社株式		140,519	

(2) 長期前払費用		220	
(3) 保険積立金		6,808	
(4) 長期差入保証金		34,980	
固定資産合計			190,374
資産合計			1,244,510

		当中間会計期間 (2023年6月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
I 流動負債			
1 預り金			14,253
2 未払金			46,519
3 関係会社未払金			39,498
4 未払費用			191,898
5 仮受金			6,022
6 未払法人税等			145
7 未払消費税等			13,098
8 賞与引当金			60,000
流動負債合計			371,436
II 固定負債			
固定負債合計			—
負債合計			371,436
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金			100,000
2 資本剰余金			234,067
(1) 資本準備金		125,000	
(2) その他資本剰余金		109,067	
3 利益剰余金			584,280
(1) 利益準備金		127	
(2) その他利益剰余金		584,152	
繰越利益剰余金		584,152	
4 自己株式			△45,273
株主資本合計			873,074
II 評価・換算差額等			
評価・換算差額等合計			—
純資産合計			873,074
負債・純資産合計			1,244,510

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	

I 営業収益			
1 委託者報酬			671,452
2 運用受託報酬			83,111
3 投資助言報酬			6,391
4 業務受託収入			115,224
営業収益合計			876,179
II 営業費用			
1 支払手数料			364,527
2 広告宣伝費			2,004
3 調査費			30,720
（1）調査費	30,576		
（2）図書費	143		
4 委託計算費			23,555
5 営業雑経費			4,005
（1）通信費	1,863		
（2）協会費	930		
（3）諸会費	490		
（4）諸経費	721		
営業費用合計			424,812
III 一般管理費			
1 給料			385,896
（1）役員報酬	27,836		
（2）給料・手当	240,136		
（3）従業員賞与	13,896		
（4）賞与引当金繰入額	60,000		
（5）法定福利費	31,030		
（6）福利厚生費	12,996		
2 交際費			7,492
3 旅費交通費			6,314
4 租税公課			213
5 不動産賃借料			18,064
6 固定資産減価償却費	※ 1		1,297
7 業務委託費			78,621
8 諸経費			8,029
一般管理費合計			505,929
営業損失			54,562

		当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
IV 営業外収益			
1 受取配当金			131,372
2 受取利息			3
3 為替差益			1,964
4 雑収入			302
営業外収益合計			133,643
V 営業外費用			
1 雑損失			2,817

営業外費用合計			2,817
経常利益			76,263
VI 特別利益			
特別利益合計			—
VII 特別損失			
1 投資有価証券償還損			14,665
2 役員退職慰労金	※ 2		100,500
特別損失合計			115,165
税引前中間純損失			38,902
法人税、住民税及び事業税			145
中間純損失			39,047

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(自2023年1月1日 至2023年6月30日)

(単位：千円)

		株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
		資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金					
						繰越利益 剰余金	合計					
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	761,808	761,936	—	1,096,003	△5,690	△5,690	1,090,313
当中間期変動額												
中間純損失（△）	—	—	—	—	—	△39,047	△39,047	—	△39,047	—	—	△39,047
剰余金の配当（△）	—	—	—	—	—	△138,608	△138,608	—	△138,608	—	—	△138,608
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△175,628	△175,628	—	—	△175,628
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	130,355	130,355	—	—	130,355
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,690	5,690	5,690
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△177,656	△177,656	△45,273	△222,929	5,690	5,690	△217,239
当中間期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	584,152	584,280	△45,273	873,074	0	0	873,074

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当中間会計期間は貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託収入を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、投資助言サービスを提供し、当該ファンドの契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) 業務受託収入

業務受託収入は、業務受託契約に基づき、GCI Asset Management, HK Limitedに対象ファンドの事務サービスを提供し、当該ファンドのGCI Asset Management, HK Limitedで発生した収益に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、ファンドの運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

成功報酬は、当社が運用するファンドについて、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。当該報酬は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより一部の投資信託等については、時価の算定日における基準価額等を用いて時価を算定することといたしました。なお、当該適用指針の適用に伴う、中間財務諸表への影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (2023年6月30日現在)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	817千円
器具備品	6,272千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
※ 1. 減価償却実施額	
有形固定資産	535千円
無形固定資産	762千円
※ 2. 役員退職慰労金（特別損失）100,500千円	
当社は、2023年3月27日開催の第24期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役に対し、在任中の労に報いるため、役員退職慰労金100,500千円を贈呈することを決議いたしました。これにより、当中間会計期間において、役員退職慰労金100,500千円を特別損失として計上いたしました。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式	46,172株	—	15,400株(注) 2	30,772株
A種類株式	—	15,400株(注) 2	—	15,400株
合計	46,172株	15,400株	15,400株	46,172株
自己株式				
普通株式	—	6,750株(注) 1	6,750株(注) 2	—
A種類株式	—	6,750株(注) 2	5,010株(注) 3	1,740株
合計	—	13,500株	11,760株	1,740株

(注) 1. 普通株式（自己株式）の増加6,750株は、既存株主からの買取による増加であります。

2. 発行済株式について、普通株式からA種類株式への転換により、15,400株の普通株式が減少し、同数のA種類株式が増加しております。

また、そのうち6,750株について、自己株式としての保有分であり、同数の普通株式（自己株式）が減少し、同数のA種類株式（自己株式）が増加しております。

3.A種類株式（自己株式）の減少5,010株は、第三者割当による処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	138,608	利益剰余金	3,002	2022年12月31日	2023年3月27日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間（2023年6月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等の金融商品の時価については、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当ありません。

（2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2023年6月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額109,390千円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額31,129千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 関連会社に関する事項

（単位：千円）

関連会社に対する投資の金額

31,129

持分法を適用した場合の投資の金額 117,341

持分法を適用した場合の投資利益の金額 30,413

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有していません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

自 2023年1月1日

至 2023年6月30日

委託者報酬 560,311千円

運用受託報酬 83,111

投資助言報酬 6,391

業務受託収入 115,224

成功報酬（注） 111,141

合計 876,179

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬にかかるもの111,141千円を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	604,820千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	539,409千円

（注）なお、当中間会計期間の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	香港	ケイマン	合計
750,845	115,224	10,109	876,179

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
マルチアセット・ストラテジーファンド クラスA（適格機関投資家専用）	97,028

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）	
1株当たり純資産額	19,649円66銭
1株当たり中間純損失	862円77銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	873,074千円
普通株式以外に帰属する純資産合計額	該当事項はありません。
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る	
中間期末の純資産額	873,074千円
発行済株式数	46,172株
自己株式数	1,740株
普通株式及び普通株式と同等の株式の	
中間期末株式数	44,432株
（うちA種類株式数 13,660株）	
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	39,047千円
普通株式以外に帰属する中間純利益	該当事項はありません。
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る	
中間純損失	39,047千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の	
期中平均株式数	45,258.74株
（うち期中平均A種類株式数 7,169.61株）	

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、2023年7月1日付にて、以下のとおり借入極度額設定約定書を締結いたしました。

資金用途	運転資金
借入先	株式会社GCIキャピタル
契約日	2023年7月1日
契約期間	2023年7月1日から2024年6月30日
借入極度額	200,000千円
借入利率	年1.25%
担保	無し

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ・定款の変更

2021年3月29日付で、定款の総則の「目的」に関する事項の変更を行いました。

2023年3月28日付で、種類株式の発行に伴う条項を追加するため、定款の変更を行いました。

- (2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ① 名称：三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
- ② 資本金の額：342,037百万円（2023年3月末現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額：51,000百万円（2023年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容
岡崎信用金庫	3,064百万円※	信用金庫法に基づき、金融業を営んでいます。
株式会社東和銀行	38,653百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社福井銀行	17,965百万円	同上

※ 岡崎信用金庫の資本金の額は、出資の総額を記載しています。

（3）投資助言会社

- ① 名称：株式会社和キャピタル
- ② 資本金の額：4,000万円（2023年3月末現在）
- ③ 事業の内容：投資助言・代理業などを行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（2）販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

（3）投資助言会社における関係業務の概要

委託会社に対し、当ファンドが主要投資対象とする「GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド」の運用に係る助言および情報提供を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間において、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

提出年月日	提出書類
2023年5月10日	有価証券報告書
2023年5月10日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2023年3月16日

株式会社G C I アセット・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C I アセット・マネジメントの2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G C I アセット・マネジメントの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月1日

株式会社G C I アセット・マネジメント

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマルチアセット・ストラテジーファンドの2023年2月11日から2023年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルチアセット・ストラテジーファンドの2023年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社G C I アセット・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社G C I アセット・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月14日

株式会社G C I アセット・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

水 永 真 太 郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C I アセット・マネジメントの2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社G C I アセット・マネジメントの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的

な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。